

伊丹市立北中学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立北中学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、校訓「自治・協同・創造」を具現化し、「自ら未来を切り拓き、心豊かに生きる生徒の育成」を学校目標に教育活動を展開している。学習習慣の定着、教員の授業力向上、読書活動の充実、学習意欲の向上、望ましい人間関係の構築、基本的生活習慣の定着、地域に開かれた学校をつくるなど、これらの学校活動方針の下、学校教育目標に定めた生徒を育てることをめざしている。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立北中学校基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）に基づき策定する。

2 基本的な方向

(1) 本校教育への生徒指導充実の目標

学校教育目標「自ら未来を切り拓き、心豊かに生きる生徒の育成」

〈めざす学校像〉

- ① 生徒が主体となる学びの場
- ② 生徒の豊かな心を育む学びの場
- ③ 社会や地域に信頼される学びの場

〈めざす生徒像〉

- ① 全力で取り組む生徒
- ② 主体的に行動する生徒
- ③ 思いやりのある生徒
- ④ 自分を大切にする生徒
- ⑤ ルールを守る生徒
- ⑥ 挨拶ができる生徒
- ⑦ 互いの違いを認め合う生徒

〈めざす教師像〉

- ① 生徒が学びの主体となる教育活動を実践する教師
- ② 生徒の良さを引き出し、主体性を育む教師
- ③ 自ら主体的に学び、資質を高める教師
- ④ 生徒のニーズを把握し、家庭、地域と連携・協働する教師
- ⑤ 多様な教育的ニーズに対応する教師

(2) 生徒指導の体制

生徒指導を組織的に機能させるため、生徒指導委員会を原則として週1回定期的に開催する。

生徒指導委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導担当者、各学年生徒指導担当者、養護教諭とし、その他必要に応じたものとする。生徒指導委員会においては、協議事項や連絡事項、生徒に関する情報交換などを協議の柱とする。

また年度末には、生徒指導体制や取り組みの見直しを行い、次年度の生徒指導推進計画に反映させる。年度当初には生徒の実態把握に基づく情報交換を行い、その対処方針及び具体的な取り組みの計画等を行う。

生徒指導委員会の協議事項等は、必要に応じて職員会議や学年会議等において周知し、全教職員で共通理解を図る。

(3) 学校、家庭、地域の連携

本校はかねてより、学校教育目標達成のために地域や家庭との連携が必要であることから、関係機関や地域の諸団体・PTAとの連携のもと、取り組みを進めている。今後もPTA愛護部・地域の少年補導員・主任児童委員・保護司等と連携した取組を積極的に展開していく。

(4) 生徒会等による主体的な活動

生徒指導の目的である、主体性や自己実現のための態度や能力の育成は、本校の校訓（自治・協同・創造）や生徒会活動の目標と重なっている。

そのため、本校では生徒指導の観点から、生徒会等による主体的な活動を充実させ、所属する集団を、自分たちの力で円滑に運営することを学ばせる。また、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。さらに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方の学びを充実させる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

他、年間2回いじめ等に関する実態把握のためのアンケート等を実施する。アンケート等の内容から、教育環境の改善だけでなく、好ましい人間関係づくりやいじめの未然防止と早期発見に努める。

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会等、関係機関の協力を得て、事態の解決に向けて対応する。